三　構造改革特別区域の範囲　神奈川県足柄上郡山北町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第千五百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　恵那市
二　構造改革特別区域の名称　恵那市食育推進給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　恵那市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第千五百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区
二　構造改革特別区域の範囲　常滑市の全域
三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　常滑市
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第千五百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡阿見町
二　構造改革特別区域の名称　阿見町いきいき子育て給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　茨城県稲敷郡阿見町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県山武郡横芝光町
二　構造改革特別区域の名称　健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　千葉県山武郡横芝光町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　坂井市
二　構造改革特別区域の名称　坂井すこやか給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　坂井市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　みよし市
二　構造改革特別区域の名称　みよし市わくわくもりもり給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　みよし市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東広島市
二　構造改革特別区域の名称　東広島市すくすく・すこやか給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　東広島市の区域の一部（八本松町、福富町、豊栄町及び河内町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香川県綾歌郡宇多津町
二　構造改革特別区域の名称　安心・安全の給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　香川県綾歌郡宇多津町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年五月十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県及び宮城県
二　構造改革特別区域の名称　岩手県・宮城県沿岸部外国人技能実習生受入れ特区
三　構造改革特別区域の範囲　釜石市、石巻市及び塩竈市並びに宮城県牡鹿郡女川町の全域